平成２２年（フ）第２８７６号
札幌市白石区中央１条６丁目１番21―301号
債務者　中村清津子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９１２号
札幌市豊平区月寒東２条３丁目１番17号　第２中島マンション202号
債務者　中野　優子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９２０号
札幌市白石区平和通17丁目北１番56号
債務者　川田　明子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９４４号
札幌市中央区南18条西７丁目２番35号　パレスマンション山鼻Ｄ号
債務者　田畑　明美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９７０号
北海道江別市大麻桜木町33番地の２　長谷川康充方
債務者　木村　　巌
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９７２号
札幌市中央区北16条西21丁目１番６号　ハウス21―５号
債務者　田中　理沙（旧姓堀込）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９７７号
札幌市中央区南３条西12丁目326番地10　ニュースカイマンション901号
債務者　今村美恵子（旧姓渋谷）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３００６号
札幌市清田区北野３条１丁目11番１号　アカシヤハイツＡ―201号
債務者　伊藤　義和
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３００７号
札幌市清田区北野３条１丁目11番１号　アカシヤハイツＡ―201号
債務者　伊藤　敦子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０１６号
北海道恵庭市漁町179番地
債務者　佐藤　健二
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０４０号
札幌市白石区南郷通１丁目北２番32―205号
債務者　中江　　照
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０７３号
札幌市中央区南９条西18丁目２番24―905号
債務者　小原　典子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０８５号
札幌市北区北28条西２丁目３番16号　デベックス282―303号
債務者　梅原　直樹
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０９７号
札幌市豊平区月寒東３条18丁目14番19号
債務者　櫻庭　純一
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０９９号
札幌市西区西野２条３丁目４番５号　コーポ阿部Ｂ―201号
債務者　古谷　瑞貴
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１０１号
札幌市東区北28条東10丁目１番13号　クリスタルハイツ201号
債務者　白石　茉美（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１０９号
札幌市西区八軒２条東２丁目１番４号
債務者　宮崎有希子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部